

聖籠町基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第11号

聖籠町基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を行う事業者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の例による。

(登録)

第3条 基準該当障害福祉サービスの事業を行おうとする者は、この規則で定めるところにより、基準該当事業者として登録することができる。

2 前項の登録は、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の申請により、基準該当障害福祉サービスの種類及び当該基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）ごとに行うものとする。

(基準該当事業所の登録の申請)

第4条 前条の規定により基準該当事業者としての登録を受けようとする者は、基準該当事業者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (3) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所（居宅介護、重

度訪問介護、行動援護又は同行援護に係る登録の申請に限る。)

- (4) 運営規程
- (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) その他登録に関し町長が必要と認める事項

2 前項の規定に関わらず、同項の申請をした基準該当事業者が、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）で生活介護又は自立訓練について基準該当障害福祉サービスの事業を実施する場合において、指定居宅サービス事業者の指定通知書を添付することができるときは、同項の申請について同項第1号から第8号までの書類の添付を省略することができる。

（登録の通知）

第5条 町長は、第3条第1項の規定により登録したときは、当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に登録通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（基準該当事業所の登録の基準）

第6条 町長は、第4条の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、第3条第1項の登録を行わないものとする。

- (1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員が、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。以下「県条例」という。）に規定する基準該当事業所が満たすべき基準又は確保すべき人員を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、県条例に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業を継続的に運営することができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、県条例に規定する指定障害福祉サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができるものと認められるとき。

(変更等の届出)

第7条 登録事業者は、第4条の規定に基づき町長に提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、登録事項変更届出書（別記様式第3号）に、当該変更の状況が分かる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(特例介護給付費等の支給)

第8条 町長は、支給決定障害者等が登録事業者から基準該当障害福祉サービスを受けた場合において必要があると認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）を支給するものとする。

(特例介護給付費等の代理受領)

第9条 あらかじめ町長に対し特例介護給付費等の代理受領に係る申出書（別記様式第5号）を提出している登録事業者は、支給決定障害者等に基準該当障害福祉サービスを提供したときは、当該支給決定障害者等の当該基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費等の受領についての委任に基づき、当該支給決定障害者等が支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用について、本町から特例介護給付費等として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し特例介護給付費等の支給があったものとみなす。

3 登録事業者は、第1項の規定による支払を受けた場合には、当該支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る特例介護給付費等の額を通知しなければならない。

4 町長は、登録事業者から特例介護給付費等の請求があったときは、省令で

定める基準該当障害福祉サービスに関する基準に照らして審査の上、支払うものとする。

(報告等)

第10条 町長は、特例介護給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者若しくはその従業者（以下「登録事業者等」という。）又は登録事業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、これらの者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは基準該当事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(基準該当事業所の登録の取消し)

第11条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、第3条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が、当該登録に係る基準該当事業所の従事者の知識若しくは技能又は人員について、県条例に規定する基準該当事業所が満たすべき基準又は確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。
- (2) 登録事業者が、県条例に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 登録事業者等が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 登録事業者等が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(6) 登録事業者が、不正の手段により第3条第1項に規定する登録を受けたとき。

(7) 登録事業者が、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。

(公告)

第12条 町長は、第3条第1項の規定による登録を行ったとき、第7条各項の規定による変更等の届出があったとき又は第11条の規定により登録を取り消したときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 登録事業者の名称

(2) 基準該当事業所の名称及び所在地

(3) 登録、変更、事業の廃止又は登録取消しの年月日

(4) 基準該当事業所番号

(5) 基準該当障害福祉サービスの種類

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。